

書式第58

【書類名】既納手数料返還請求書（現金納付）

（【提出日】令和〇〇年〇〇月〇〇日）

【あて先】特許庁長官 殿

【納付書番号】

【返還請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年月日】

【返還請求金額】

【返還原因】

【返還金振込先】

【金融機関名】

【口座種別】

【口座番号】

【フリガナ】

【口座名義人】

【提出物件の目録】

【物件名】領収証書 1

【物件名】納付済証（特許庁提出用） 1

〔備考〕

- 1 手数料に係る返還の請求をするときは、電子現金納付にあっては「【書類名】」を「既納手数料返還請求書（電子現金納付）」と記載する。
- 2 特許料に係る返還の請求をするときは、現金納付にあっては「【書類名】」を「既納特許料返還請求書（現金納付）」と、電子現金納付にあっては「【書類名】」を「既納特許料返還請求書（電子現金納付）」と、登録料に係る返還の請求をするときは、現金納付にあっては「【書類名】」を「既納登録料返還請求書（現金納付）」と、電子現金納付にあっては「【書類名】」を「既納登録料返還請求書（電子現金納付）」と記載する。
- 3 「【納付書番号】」の欄には、添付する納付済証（特許庁提出用）に記載の納付書番号を記載する。また、電子現金納付による場合は「【納付書番号】」の欄を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。
- 4 「【納付年月日】」の欄には、「令和〇〇年〇〇月〇〇日」のように金融機関に納付した年月日を記載する。
- 5 「【返還請求金額】」の欄には、納付済証（特許庁提出用）に記載の金額

を記載する。電子現金納付による場合は、金融機関に納付した金額を記載する。

- 6 「【返還原因】」の欄には、現金納付による場合は「現金納付に係る手続を行わなかったことによる返還請求」と、電子現金納付による場合は「電子現金納付に係る手続を行わなかったことによる返還請求」と記載する。
- 7 【提出物件の目録】の欄には、「【物件名】領収証書1、【物件名】納付済証（特許庁提出用）1」とし、返還請求に該当する領収証書及び納付済証（特許庁提出用）を添付しなければならない。ただし、電子現金納付による場合は、【提出物件の目録】の欄を設けるには及ばない。
- 8 その他は、特許法施行規則様式第73の備考2から4まで、8及び11と同様とする。

（改訂令和5・4）